

各医療機関の長 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
滋賀県立精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いについて

平素より本県の障害福祉行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり、厚生労働省より令和2年4月24日付事務連絡がありました。

つきましては、本県の取扱いとして、下記のとおり対応することとしましたので御了知いただくとともに、該当者への周知等に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

【取扱い】

- ① 原則、通常どおり、診断書もしくは年金証書を添付してもらい、更新申請を行ってください。
診断書の取得が困難な場合は、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期限を迎えられる方について、手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができます。
ただし、猶予期間中に診断書の提出がなかった場合は、猶予期間の1年を超えた時点から手帳は無効となります。
なお、本県においては、手帳の有効期限の日から、6ヶ月以内であれば、診断書および遅延理由書を添付し、申請書類を揃えたうえで遡及更新が可能です。
- ② 自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下、受給者証という）と同時申請を行われている方については、手帳の診断書の提出を行っていただき、受給者証の有効期間が切れる前に申請を行っていただく。
令和2年3月1日から令和3年2月28日に受給者証の有効期間が満了する方で、受給者証の有効期間が切れた後に同時申請を行われた場合は、同時申請とはなりません。
この場合、手帳については「更新手続き」、受給者証については「延長措置」となります。
- ③ 令和2年3月1日より前に、受給者証の有効期間が切れている方については、自立支援医療を新規申請として、手帳との同時申請ができます。
- ④ 新規、等級変更およびその他変更申請については通常どおりの手続きとなります。

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号
滋賀県立精神保健福祉センター
医療連携係
(精神保健福祉手帳、自立支援医療担当)
Tel:077-567-5028
Fax:077-566-5370